

令和4年7月25日

取引先各位

四国土建株式会社

代表取締役 大島 克敏

### 適格請求書発行事業者登録及び請求書書式についてのお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のことと心よりお喜び申し上げます。

平素は格別のお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、各会社様の適格請求書発行事業者登録番号を把握するため請求書の書式を一部改訂させて頂きました。変更点は以下の2点です。

①「常用作業日報」の名称を「外注作業日報」に改めました。

②「外注作業日報」、「契約工事請求書」、「納入業者様用請求書」の「入力シート」のページに「登録番号」を追加しました。適格請求書（インボイス）発行事業者の場合はこの欄に貴社登録番号をご記入ください。

大変お手数をお掛け致しますが、弊社HP (<http://www.shikokudoken-kk.co.jp/>) の右側上部「各種提出様式ダウンロード」より再度請求書書式をダウンロードした後、ご請求頂きますようお願い致します。

また、適格請求書発行事業者登録をしていない事業者と取引をした場合は、仕入税額控除が受けられないので、段階的な措置が講じられているものの原則、仕入税額控除ができず課税事業者が自腹で納税することになってしまふため基本的には、免税事業者（開業1年目または消費税課税基準期間および特定期間の課税売上高が1,000万円を超えない事業者）を含めて取引業者全てに適格請求書発行事業者登録をお願いする次第です。

ご不明点等ございましたら、弊社(0877-22-2288)までお気軽にお問い合わせください。  
お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力をお願い致します。

敬具